

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組む、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げに対し、働き方を見直しオペレーションの高度化を通じて生産性の向上に取り組むとともに、貢献した従業員への会社収益の適正な分配、還元に努めてまいります。教育訓練等については、企業コンセプト「お客さまの暮らしにとけこみ お客さまの暮らしに役立つ」を実現するため、IT等デジタル化の導入・活用、階層別のマネジメント・技術研修を通じたスキルアップ等、個々人が成長を実感できる教育制度の整備、一方で快適な職場環境づくりのためのメンタルヘルズ経営にも取り組み、価値を生む人材基盤の強化を図り組織のエンゲージメント向上に繋げてまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/115384-10-00-osaka.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、「お客さまの暮らしにとけこみ お客さまの暮らしに役立つ」企業コンセプトのもと、事業活動を通じてすべてのステークホルダーとともに社会課題の解決に向けた取組を通じて、持続可能な社会の実現を目指します。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年11月5日

株式会社光洋 代表取締役社長 西嶋 泰男